

競争入札参加資格中間審査（平成 30 年度分） －申請の手引－

■申請の種類：**業種追加**

■職種区分：**建設工事**

この手引は、平成 29・30 年度定期資格審査（以下「前期定期審査」といいます。）において、**資格を有している事業者が、平成 30 年度分における建設工事の業種を追加申請**するためのものです。

申請にあたっての注意事項

※はじめに必ずお読みください。

- (1) この手引による申請対象者は、つぎのとおりです。
 - ①現在、前期定期審査において参加資格を有している者
 - ②申請の職種が「建設工事」である者
 - ③上記職種における業種（職種ごとに区分した業務又は提供等の種類をいいます。）の追加を希望する者※富士吉田市については、業種の追加はできませんので、この申請は適用外となります。
- (2) 申請主体
 - ①本社又は本店（以下「本社」という。）
 - ②本社が入札・契約等の権限を支店もしくは営業所等（以下「営業所等」という。）に委任している営業所等。ただし、申請書の申請者欄は本社となります。
- (3) 申請方法
 - ①希望する職種ごとに申請をします。
 - ②追加を希望する業種を選択し申請します。
- (4) 提出書類の様式
山梨県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）のホームページで入手してください。
※組合ホームページ <http://www.ysc-yamanashi.or.jp/>
- (5) その他
 - ①申請内容に明白かつ軽微な誤字、脱字等の不備があった場合については、組合において補正させていただきますのであらかじめご了承ください。
 - ②申請書中の会社名・個人名等については、登記簿等の記載どおりに入力（記載）してください。ただし、電子申請システムで対応できない文字は、対応可能な漢字等に置き換えて入力してください。
 - ③紙申請の場合は、黒か青のインク又はボールペンを使用してください。
 - ④数字は、すべて算用数字で記入してください。
 - ⑤提出する申請書類については、必ず控え（コピー）をとってください。
 - ⑥本申請に関する情報は、山梨県市町村総合事務組合情報公開条例で不開示情報となっているものを除き、原則として情報公開の対象となりますのであらかじめご了承ください。
 - ⑦申請していただいた各項目のうち、入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に必要な項目は、参加団体に組合から情報を提供します。その情報の一部をもとに、参加団体において資格者名簿が作成されますのであらかじめご了承ください。
 - ⑧虚偽の申請があった場合は、入札参加資格要件を欠くこととなりますのでご注意ください。
 - ⑨ 行政書士による代理申請も可能です。

山梨県市町村総合事務組合

I 中間資格審査申請について

1 中間資格審査

中間資格審査とは、平成 30 年度の競争入札において、参加団体が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品製造・役務提供等の 3 職種の参加資格の新規取得（資格未保有者が対象）及び資格保有者における職種、業種及び参加団体の追加に伴う資格を審査するものです。

中間資格審査を受けるためには、「やまなしくらしねっと」からインターネットを利用した電子申請（又は紙申請）及び組合へ提出書類の送付（郵送又は持参）が必要となります。

○参加団体

富士吉田市・都留市・山梨市・大月市・韮崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・笛吹市・上野原市・甲州市・中央市・市川三郷町・早川町・身延町・南部町・富士川町・昭和町・道志村・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町・小菅村・丹波山村・大月都留広域事務組合・中巨摩地区広域事務組合・峡北広域行政事務組合・東八代広域行政事務組合・山梨県市町村総合事務組合

※山梨県、甲府市、上表に掲載のない一部事務組合は、共同処理に参加していません。

2 入札参加資格の有効期間

平成 30 年 4 月 1 日(日)から平成 31 年 3 月 31 日(日)まで

3 申請準備期間

平成 29 年 10 月 3 日(火)から平成 29 年 10 月 23 日(月)まで

※申請における準備期間です。この手引を熟読し資格審査に必要な書類の準備をしてください。

※この期間に申請はできません。申請しても無効となります。

4 申請受付期間

平成 29 年 10 月 24 日(火)10:00 から平成 29 年 11 月 17 日(金)17:00 まで

※申請を受付する期間です。

※電子申請は、上記期間中 24 時間受付可能です。

※申請は、提出書類を含めて 11 月 17 日(金)17:00 必着とします。

※持参書類の受付は、上記期間の 10:00～17:00(土・日・祝祭日及び昼休み(12:00～13:00)を除く。)とします。

※郵送書類の受付は、11 月 17 日(金)の消印まで有効です。

※申請受付期間経過後の受付及び随時受付は行いません。

5 審査期間

平成 29 年 11 月 20 日(月)から平成 29 年 12 月 15 日(金)まで

※受付をした提出書類の組合での審査期間です。

※提出された書類に不備がある場合は、申請担当者あてに連絡をします。

6 補正期間

平成 29 年 12 月 18 日(月)から平成 29 年 12 月 27 日(水)まで

※不備書類等の補正を行なう期間です。

※不備書類等の補正の連絡は上記審査期間においても行います。

※補正書類は、12 月 27 日(水)17:00 必着とします。

※持参書類の受付は、上記期間の 10:00～17:00(土・日・祝祭日及び昼休み(12:00～13:00)を除く。)とします。

※郵送による書類の受付は、12 月 27 日(水)の消印まで有効です。

※この期間内に補正がされない申請者は失格となります。

7 審査場所

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢 1-15-35(山梨県自治会館 2 階)

山梨県市町村総合事務組合 業務課 電話：055-268-3446

8 申請方法

「やまなしくらしねっと」から電子申請を行い、電子申請の手続き終了後に必要書類を組合へ提出(郵送又は持参)してください。

なお、電子申請をご利用できない場合は、紙による申請も可能とします。申請用紙は、組合ホームページからダウンロードするか組合までお越しいただき取得してください。

9 申請の流れ

①事前準備

申請の手引の確認

・追加する業種を確認してください。(この申請では、業種の取下げはできません。変更申請により手続きしてください。)

・組合ホームページから提出書類(様式)をダウンロードして取得してください。



提出書類の用意

・提出書類を用意してください。

②電子申請の事前準備

・前期定期審査において通知した「平成 29・30 年度競争入札参加資格審査結果通知書」を準備してください。申請の際、当該通知書の受付番号等記入していただきます。

※紛失した場合は、組合までご連絡ください。

・前期定期審査時に登録した「やまなしくらしねっと」の「利用者 ID」及び「パスワード」をご準備ください。

※「利用者 ID」及び「パスワード」を忘れた者は、新規登録が必要となります。

・「やまなしくらしねっと」は、山梨県・市町村により運営され、申請・届出を行う電子申請サービス、施設予約サービス、メールマガジン、Web アンケートを提供しているサイトです。

●やまなしくらしねっと

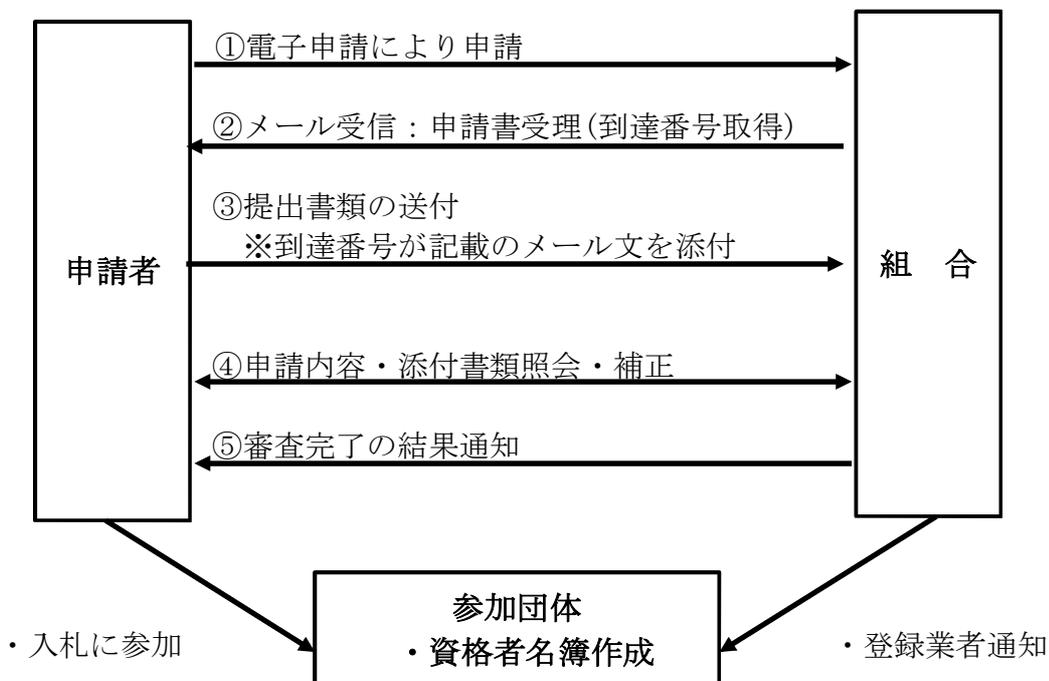
<https://www.e-tetsuzuki99.com/eap-pj/yamanashi/>

●コールセンタへの問い合わせ

・電話番号：0570-00-5353

・受付時間：平日 9時から 17時まで(土曜・日曜・祝祭日・年末年始除く)

③電子申請の流れ



「やまなしくらしねっと」による電子申請

- ・「利用者 ID」及び「パスワード」で「やまなしくらしねっと」へログインし、「競争入札参加資格中間審査申請書 業種追加（建設工事）」に必要な事項を入力し申請してください。
- ・申請完了後、申請内容及び自動送信される到達通知(20桁の到達番号が記載されているもの)のメール文を印刷し、他の提出書類と一緒に提出してください。
※一つの申請で、複数の参加団体に申請できます。

提出書類の送付

- ・すべての書類が整いましたら、郵送又は持参して提出してください。
 - ・提出書類は封筒に入れ、その封筒の表面に通知書の受付番号を職種名と併せ記載してください。(例：建設-0001等)
 - ・組合では、提出書類が到達し、受付をして初めて、審査を開始します。
- ※電子（紙）申請のみでは審査開始となりません。

補正事項の確認

- ・申請に不備があるなど補正が必要な場合には、電話にて補正指示を行いますので、指示内容にしたがって速やかに対応してください。

審査の完了

・審査が終了すると、審査完了となります。審査完了の結果通知は、申請担当者(本社)又は委任を受けた営業所等の担当者あてに、電子メール又は郵送にて送付します。

※紙申請の場合は、結果通知を郵送しますので、返信用封筒(82円切手貼付、宛先、担当者名記載)を同封してください。

10 提出書類の様式

「Ⅱ 提出書類について」に掲載の組合指定様式及び市町村指定様式は、組合ホームページからダウンロードできます。

※組合ホームページ <http://www.ysc-yamanashi.or.jp/>

11 提出書類に係る注意事項

(1) 書類のサイズ

提出書類は、すべてA4サイズに統一してください。

A4サイズを超える書類を提出するときは、A4サイズに折りたたみ、A4サイズに満たない書類を提出するときは、A4用紙に貼り付けるなど、適宜対応してください。

(2) 封かん前の確認

封かんする前には、必ず、許可等が有効期限内であるか、提出書類に押印漏れや不足がないかを再度確認してください。

(3) 郵送

複数の申請をし、かつ、申請書類を郵送する場合は、1梱包にまとめた郵送も可能です。

12 申請事項の公表

審査が終了した後は、登録を希望された参加団体へ組合から申請事項を提供します。参加団体では、申請事項の一部をもとに、資格者名簿を作成します。また、一部の参加団体はホームページに公表しますので、あらかじめご了承ください。

※参加団体において公表内容が異なるため、公表の内容は参加団体にお問い合わせください。

II 提出書類について

提出書類 表区分中「○」は必須、「△」は提出条件によって必須

・提出書類は、登録希望の参加団体数にかかわらず、1部を提出してください。

No.	提出書類	区分	提出形式及び注意事項
1	競争入札参加資格中間審査申請書 業種追加 (建設工事)	○	<p>◆電子申請の者</p> <p>①「やまなしくらしねっと」での申請内容を印刷し添付してください。</p> <p>②「やまなしくらしねっと」での申請完了後に到達通知(20桁の到達番号)が電子メールで送付されますので、その電子メールを印刷し添付してください。</p> <p>◆紙申請の者：申請書原本を提出してください。代表者印(印鑑登録のある印)を必ず押印してください。</p> <p>・申請用紙は、組合ホームページからダウンロードするか組合までお越しいただき取得してください。</p> <p>◆電子・紙共通</p> <p>・申請年月日は、電子申請する日(紙申請は提出日)を記入してください。</p> <p>・「申請者」欄は、本社の状況を記入してください。</p> <p>・前期定期審査において通知した「平成 29・30 年度競争入札参加資格審査結果通知書」の受付番号等記入してください。</p> <p>・必須項目は、必ず記入してください。電子申請の場合、未記入の場合エラーメッセージが出て次の項目に進めません。</p> <p>・「営業年数」欄は、経営事項審査結果通知書に記載の営業年数を記入してください。</p> <p>・「完成工事高」欄は、追加する業種に必要な事項を記入してください(経営規模等評価結果通知書の数字。追加する業種のみ記載)。</p> <p>・総合評定値(P)の通知書に記載のない希望業種区分には、登録することができません。</p> <p>・追加する業種に完成実績がない場合は、年間平均完成工事高欄に「0」を記入してください。</p> <p>・南アルプス市において業種を追加する場合は、<u>希望順位第2位までを選択してください。(申請書下段に業種の希望順位を記入する箇所があります。)</u>※すでに登録のある業種も含め再選択となります。</p> <p>・「営業所の専任技術者」欄は、主な業種を記入してください。</p>
2	経営事項審査結果通知書(写)	○	<p>・申請日において有効(申請日を含み1年7か月以内)なもので、かつ、<u>最新のもの</u>を提出してください。</p> <p>※更新された場合は新しい通知書の写しを提出してください。</p>
3	営業所一覧 (様式第2号(その1))	○	<p>・指定様式又は同等のものを提出してください。</p> <p>・様式は、組合ホームページに掲載しています。</p> <p>・様式欄外の記載要領により作成してください。</p> <p>・経営事項審査を受けた建設業の許可を有するすべての本店又は支店等営業所を記載してください。</p>

No.	提出書類	区分	提出形式及び注意事項
4	工事経歴書 (様式第4号)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・指定様式または同等のものを希望する許可業種ごとに作成してください。 ・直前2年間で代表的なものを10件以内で記載してください。 ・実績がない場合は、実績なしと記載し作成してください。 ・経営事項審査の際に提出した「工事経歴書」(写)でも可能とします。
5	技術職員名簿 (様式第5号)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・指定様式又は同等のものを提出してください。 ・入札参加希望業種ごとに作成し、免許・許可証等の添付は不要です。 ・経営事項審査の際に提出した「技術職員名簿」(写)でも可能とします。
6	専任技術者証明書(写)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可等の際に提出する「専任技術者証明書」又は「専任技術者一覧表」を提出してください(建設業許可行政庁の受付印のあるもの)。 ※契約委任先が有る場合は、委任先のものを含みます。
7	業者登録カード (前期定期審査で提出したもの又は様式第13号(その1))	○	<ul style="list-style-type: none"> ・前期定期資格審査時に提出したカードに追加する業種に該当する項目を追記して提出してください。 ・紛失した場合は、組合ホームページに様式を掲載していますので取得し、全項目記載して提出してください。 ・業者登録カードは、登録希望参加団体にデータ配信するものです。
8	受付確認用返信封筒(長形3号)又は、はがき	△	<ul style="list-style-type: none"> ・提出条件：受付確認が必要な者は提出してください。 ・受付確認用紙(任意書式)を1枚同封してください。 ・封筒に82円切手貼付し、宛先、担当者名(又は代理申請者)を記載し同封してください。 ※<u>受付確認用紙は、はがき(62円切手貼付)に代えることもできます。この場合封筒は不要です。</u>
9	審査結果確認用返信封筒(長形3号)	△	<ul style="list-style-type: none"> ・提出条件：メールで結果通知を受け取ることができない者は提出してください。 ・82円切手貼付のうえ、宛先、担当者名(又は代理申請者)を記載ください。

Ⅲ 業種区分(建設工事)

業種コード	許可業種	許可区分
101	土木一式	特定・一般
102	建築一式	特定・一般
103	大工	特定・一般
104	左官	特定・一般
105	とび・土工・コンクリート	特定・一般
106	石	特定・一般
107	屋根	特定・一般
108	電気	特定・一般
109	管	特定・一般
110	タイル・れんが・ブロック	特定・一般
111	鋼構造物	特定・一般
112	鉄筋	特定・一般
113	舗装	特定・一般
114	しゅんせつ	特定・一般
115	板金	特定・一般
116	ガラス	特定・一般
117	塗装	特定・一般
118	防水	特定・一般
119	内装仕上	特定・一般
120	機械器具設置	特定・一般
121	熱絶縁	特定・一般
122	電気通信	特定・一般
123	造園	特定・一般
124	さく井	特定・一般
125	建具	特定・一般
126	水道施設	特定・一般
127	消防施設	特定・一般
128	清掃施設	特定・一般
129	解体	特定・一般
130	その他	特定・一般